

Ⅲ. 価値創造を支える経営基盤

■ 各委員会の構成

① 取締役会（2025年度開催回数：15回）

取締役会は原則月1回開催し、経営に関する基本的事項や重要な業務執行の決定をおこなうとともに、各取締役の業務執行状況を監督しています。

また、下部組織としてサステナビリティ委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、ALM戦略委員会、DX戦略委員会、ハラスメント対策委員会を設置し、各分野における各種施策の協議をおこなっています。

主な審議事項

- 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応
- 企業価値向上に向けた取り組み
- 人的資本経営の実践に向けた取り組み
- 若手行員に向けた各種施策の取組状況
- 本店ビル建替
- 株式分割の実施および株主優待制度の導入
- 政策投資株式の保有方針
- 第7次中期経営計画進捗状況
- 関連会社の検討施策・課題等について
- 紀陽フィナンシャルグループ人権方針の改定
- 「お客さま本位の業務運営に関する基本方針およびアクションプラン」の一部改定
- IR活動報告

② 監査等委員会（2025年度開催回数：14回）

監査等委員会は原則月1回開催し、監査機能を担うとともに、取締役の業務執行を監督しています。また、監査等委員会の職務を補助する専門部署として「監査等委員会室」を設置する等、独立性を確保し、監査等委員会が十分な機能を発揮できる体制を整備しています。

③ 経営会議（2025年度開催回数：45回）

経営会議は、取締役会の下部組織として、業務執行取締役等を構成員とし、原則週1回開催し、業務執行に関する重要事項や取締役会から委任を受けた事項について協議・決議をおこなっています。

また、監査等委員である取締役も任意で出席し、適切に提言・助言等をおこなっています。

④ 指名・報酬諮問委員会（2025年度開催回数：指名諮問委員会4回、報酬諮問委員会2回）

取締役会の諮問機関として、社外取締役が過半数を占め、社外取締役を委員長とする指名諮問委員会、報酬諮問委員会を設置し、取締役等の指名・報酬に関する事項について協議のうえ、取締役会に提言をおこない、当行の指名・報酬に関する透明性および客観性の向上に寄与しています。

主な審議事項

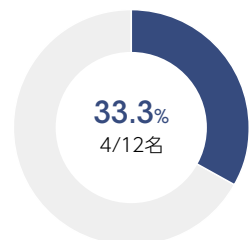
- | | |
|---------|---------------------------|
| 指名諮問委員会 | ・後継者計画の見直し
・取締役会の実効性評価 |
| 報酬諮問委員会 | ・業績連動型報酬
・確定金額報酬 |

■ 各委員会の構成員

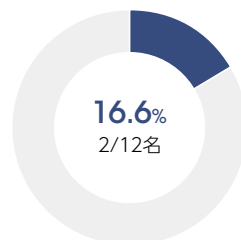
◎＝議長または委員長 ○＝出席メンバー

地位	氏名	① 取締役会	② 監査等委員会	③ 経営会議	④ 指名・報酬諮問委員会
取締役会長	松岡 靖之	◎		○	○
取締役頭取兼頭取執行役員	原口 裕之	○		◎	○
取締役専務執行役員	丸岡 範夫	○		○	
取締役常務執行役員	向井 守寿	○		○	
取締役常務執行役員	山東 弘之	○		○	
取締役上席執行役員	徳丸 武史	○		○	
取締役監査等委員	倉橋 啓之	○	◎	○	
取締役監査等委員	前田 竜佐	○	○	○	
取締役監査等委員（社外）	西田 恵	○	○		◎
取締役監査等委員（社外）	堀 智子	○	○		○
取締役監査等委員（社外）	足立 基浩	○	○		○
取締役監査等委員（社外）	藤原 敏正	○	○		○

■ 社外取締役比率



■ 女性取締役比率



Ⅲ. 価値創造を支える経営基盤

取締役会の実効性評価

取締役会については、毎年、全取締役を対象に取締役会全体の実効性に関するアンケートを実施してまいりました。

2023年度より、より客観性・透明性を高める観点から第三者機関を活用のうえ評価項目の見直しを行い、実施したアンケートについては、その結果を集計・分析したうえで自己評価を実施しています。

主な評価項目

- 取締役会の構成と運営
- 経営戦略と事業戦略
- 企業倫理とリスク管理
- 業績モニタリングと経営陣の評価・報酬
- 株主等との対話

評価結果の概要

2025年度の実効性評価については、第三者機関による分析結果を踏まえ、以下のとおり全体として適切に運営されており、実効性が十分確保されていることを確認しています。

- 取締役会は、豊富な知識や経験を持つ多様なメンバーで構成され、自由闊達な雰囲気での議論がなされており、適切な運営のもと有効に機能している
- 社外取締役による経営監督機能が十分に発揮できるよう必要な情報が適切かつタイムリーに提供されており、専門的な知見などに基づく問題提起や独立した客観的な立場からの建設的な意見が出されるなど取締役会の実効性向上が図られている

2024年度において認識した課題に対する取り組み

課題

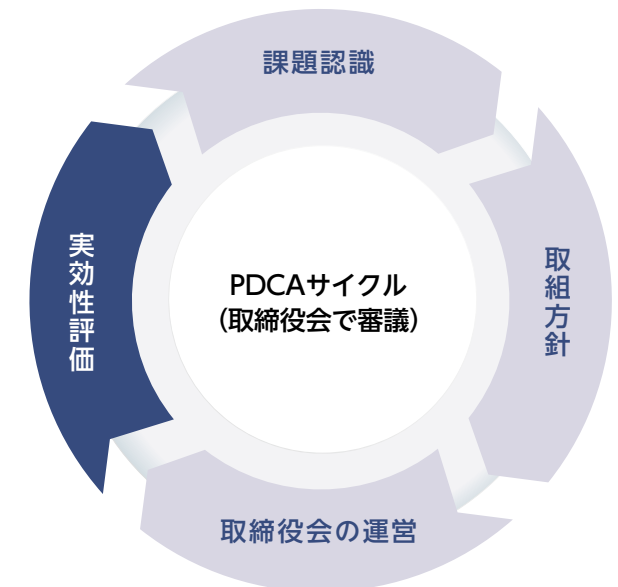
- 社外取締役も含めた体系的なトレーニング機会の確立
- 取締役会における一層の多様性の確保
- 諮問機関である指名諮問委員会および報酬諮問委員会における議論の活性化

取り組み

- 後継者計画の見直しにともない頭取の後継者候補のトレーニング機会を体系化、2026年7月より運用開始予定。引き続き、社外取締役も含めたトレーニング機会の充実を図る
- 女性向けキャリアデザインフォーラムの継続実施や、ダイバーシティ&インクルージョンの浸透と自分事化を目的としたD&Iワークショップ*の実施等を通じて、役員候補となり得る女性人材の育成に努めた
* 2026年6月 DE&Iワークショップに改称 □ P.60
- 取締役会の事前説明同様、各諮問委員会での審議内容についても事前説明を実施。社外取締役からの幅広い質問への対応や疑問点を解消することで、諮問委員会における議論の深化を促し、議論の活性化に努めた

2025年度において認識した課題

- 後継者計画に基づく実効的かつ体系的なトレーニングの運用、および社外取締役も含めたさらなるトレーニング機会の提供
- 中長期的な企業価値向上に対し適切なインセンティブとなる報酬設計への取り組み
- コンプライアンス・リスク管理の実効性向上に向けた取り組み



Ⅲ. 価値創造を支える経営基盤

■ 経営トップの後継者計画（サクセッションプラン）の見直し

■ 後継者計画の策定プロセス

経営トップの交代と後継者の指名は、企業価値を大きく左右する重要な意思決定であることを踏まえ、十分な時間と資源をかけて後継者計画に取り組む必要があると認識しており、中長期的な視点に立った頭取後継者計画を策定・運用しております。

2025年度には、指名諮問委員会の後継者計画の基本方針、紀陽銀行頭取の果たすべき職務・役割、次期頭取のあるべき姿・人材要件、育成計画および評価方法等について審議を重ね、計画の見直しを行いました。

■ 後継者候補の育成計画と評価

当行は頭取の後継者候補を執行役員と定め、育成状況に応じた職務の割り当ておよび研修により育成する方針としております。

後継者候補の評価について、指名諮問委員会に報告し、社内倫理が優先されていないか、主観的・恣意的な判断に陥っていないか等の確認を行うこととしております。なお、後継者候補が次期頭取を担うためにどの程度就任可能な状態にあるかを示す指標を候補者ごとに定め、報告することとしております。

■ 取締役の報酬の決定について

取締役の報酬を決定するにあたっては、右記のとおり方針と手続きを定めています。

なお、2025年度の取締役会の実効性評価（□P.75）にて「中長期的な企業価値向上に対し適切なインセンティブとなる報酬設計への取り組み」について課題認識しており、報酬制度の見直しを検討しています。

紀陽銀行頭取の果たすべき職務・役割、あるべき姿、人格要件・人材要件

当行は、後継者候補の客観性・透明性を確保した評価を行うために、紀陽銀行頭取として果たすべき職務・役割、次期頭取のあるべき姿と人材要件（価値観、資質・スキル、経験）、および人材要件に関する行動様式を定義しています。

紀陽銀行頭取の果たすべき職務・役割

- ① 経営方針の策定・明示
- ② ステークホルダーとの信頼関係の構築・維持
- ③ リーダーシップの発揮
- ④ 組織能力の最大化
- ⑤ リーダーの育成・動機付け

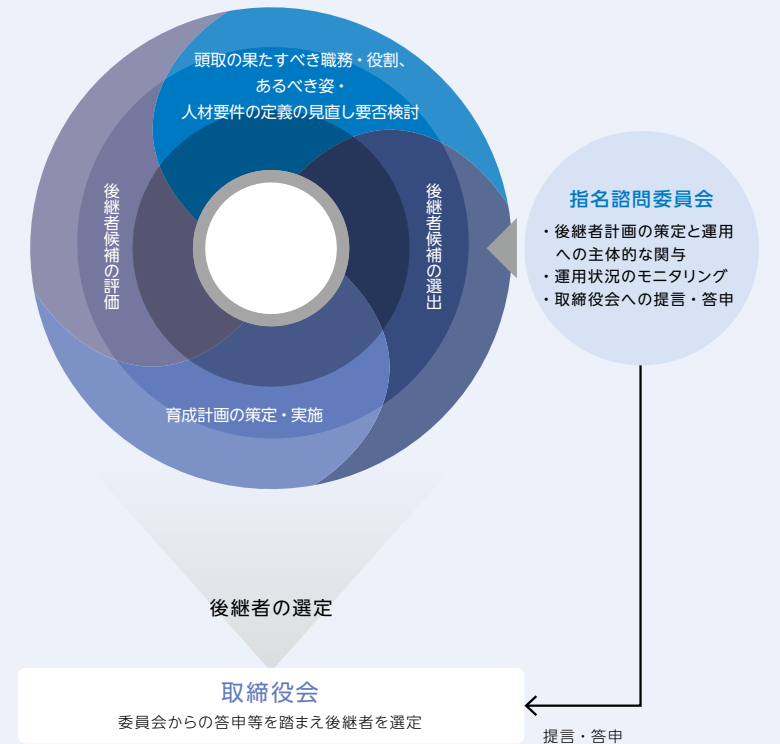
紀陽銀行頭取のあるべき姿

地域を愛し、銀行全体像のビジョンを描き、企業価値を高め地域との共通価値を創造する。

人格要件・人材要件

- ・絶対的に欠くことのできない人格要件
地域を愛する姿勢、高い倫理観、体力と気力
- ・成長・競争優位性の源泉となる人材要件
概念化する力、先を読む力、構想力、革新性、判断力・決断力、組織を動かす力、現場経験、本部経験

後継者計画フロー



方針と手続き

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、株主総会で定められた報酬年額限度額の範囲内で、報酬諮問委員会の提言を受け、監査等委員会からの意見を踏まえ、取締役会の決議により決定する。
- ・監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で定められた報酬年額限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬体系は、役位などによる確定金額報酬、当期純利益（単体）を基準として決定される業績連動型報酬および譲渡制限付株式報酬とする。
- ・監査等委員である取締役の報酬体系は固定報酬部分のみとする。

Ⅲ. 価値創造を支える経営基盤

■ 独立社外取締役の有効な活用

当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けては、社外での豊富な経験と知見を有し、独立した客観的な立場から実効性の高い監督をおこなうことが可能な独立社外取締役の積極的な貢献が必要です。当行では3分の1以上の独立社外取締役、2名の女性役員（独立社外取締役）を選任しています。

社外取締役のサポート体制

- 秘書室と監査等委員会室に十分な人数の担当者を配置し、通常業務における取締役の支援体制を整備しています。
- 取締役会の開催日程を1ヵ月以上前から調整・通知するなど、社外取締役を含め高い出席率の維持に努めています。また、十分な事前準備のもと活発な議論がおこなわれるよう、議決資料や報告資料は取締役会開催日の3営業日前を目処に配布するうえ、各取締役とも取締役会前後の予定は極力排除し、十分な審議時間の確保に努めています。
- 新任の社外取締役に対しては、当行の経営理念や経営戦略、業務内容などの知識を習得する機会を提供しています。

■ 政策投資株式の縮減に向けた取り組み

政策投資株式については、地域金融機関としての「経営戦略上の必要性」「取引先に対する営業戦略上の必要性」「取引の採算性」等を重視し、その保有意義が認められない場合は取引先企業との十分な対話を経たうえで縮減を進める方針です。取締役会は、すべての政策投資株式について「資本コストやリスク・リターンを踏まえた中長期的な経済合理性（当行の利益計画に基づく採算性指標（RORA*）等を基準）」や「総合的な取引関係」等の保有意義を定期的に検証したうえで個社別の保有方針を決定しています。

* RORA（Return on Risk-Weighted Assets）＝（信用コスト・経費控除後）利益÷リスクアセット

2025年度実績

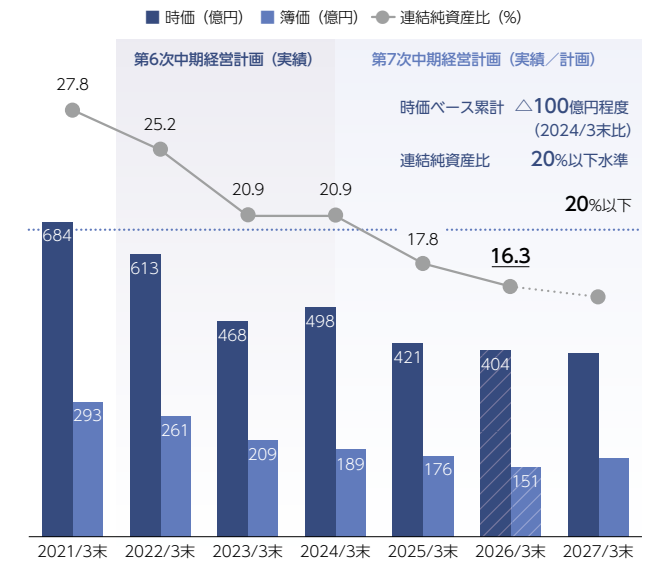
取引先企業との対話のなかで簿価25億円（時価36億円）の縮減に取り組みましたが、株価が上昇した影響により時価ベースの残高は17億円減少の404億円となり、第7次中期経営計画期間における時価ベースの縮減実績は94億円となっています。

第7次中期経営計画の最終年度に向け、時価ベース累計100億円程度の縮減、連結純資産に対する比率の更なる低減をめざします。

■ 社外取締役の選任理由

氏名	選任の理由
西田 恵	弁護士として豊富な経験と見識を有しており、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化をするうえで、十分な経験と見識を有していること、また、企業経営の健全性の確保、コンプライアンス経営の推進について指導いただくため選任しております。
堀 智子	公認会計士として専門的知見と財務および会計に関する豊富な経験と見識を有しており、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化をするうえで、十分な経験と見識を有しているため選任しております。公認会計士としての専門的な知見を活かし、主に財務および会計の観点から経営全般の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。
足立 基浩	大学教授として地域再生と街づくり・都市再生を研究分野とし、同分野を中心に専門的かつ幅広い知見を有しており、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化をするうえで、十分な経験と見識を有しているため選任しております。大学教授としての専門的な知見を活かし、主に地方創生の専門家の観点から経営全般の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。
藤原 敏正	大阪ガス株式会社取締役常務執行役員や大阪ガス・カスタマーリレーションズ株式会社の代表取締役社長等を歴任し、企業経営者として豊富な経験と知識を有しており、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化をするうえで、十分な経験と見識を有しているため選任しております。企業経営者としての知見を活かし、経営全般の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。

■ 政策投資株式



* 上場株式および非上場株式、みなし保有株式の合計

Ⅲ. 価値創造を支える経営基盤

■ 人権尊重に向けた取り組み

当行グループは、人権の尊重が経営の重要課題であることを認識し、人権尊重に向けた取り組みを強化するとともに、お客さまやサプライヤーとの協働を通じて人権が尊重される社会の実現への貢献に努めてまいります。

社内環境・制度の整備

■ 紀陽フィナンシャルグループ人権方針

人権尊重に向けた取り組みを強化するとともに、お客さまやサプライヤーとの協働を通じて人権が尊重される社会の実現に貢献するため「紀陽フィナンシャルグループ人権方針」を定めています。

2026年2月には、より一層の責任ある企業行動を推進するため、国際的な人権原則および各種法令に則した取り組みの実施、ならびに全従業員への浸透強化を目的に、本方針の一部改定を実施しています。

 <https://www.kiyobank.co.jp/investors/ir/humanrights/>

■ カスタマーハラスメント対応方針

お客さまとのより良好な関係の構築と、従業員の良好な職場環境の確保を目的に「カスタマーハラスメント対応方針」を策定しています。

 https://www.kiyobank.co.jp/regionalactivities/customer_harassment/

■ 採用活動における人権尊重への取組方針

紀陽フィナンシャルグループ人権方針に基づき、採用活動における人権尊重への取組方針を策定し、当行ホームページに掲載しています。

 <https://www.kiyobank.co.jp/recruit/>

■ リクルート活動におけるハラスメント等防止に向けた取り組み

当行への就職を希望する学生の皆さまが安心して就職活動を行える環境を整備することを目的に、「リクルート活動におけるハラスメント等防止に向けた取り組み」として、リクルート活動におけるルールの制定、ならびに相談窓口の設置を行い、行員の遵守徹底に努めています。

 https://www.kiyobank.co.jp/personal/get_pdf.php?f=00003096

外部への情報開示

■ 当行ホームページでの開示

各方針および取組状況について、当行ホームページにて開示しています。

教育・研修の実施

■ コンプライアンス研修の実施

階層別研修等において、リスク統括部のコンプライアンス部門担当者によるコンプライアンス研修を実施しています。

また、コンプライアンスに関するeラーニングや動画視聴研修も実施し、従業員のコンプライアンスに関する知識の向上と意識の醸成に努めています。

■ 人権研修の実施

経営層（当行役員・各本部部長・支店長、関連会社社長）を対象に、コンプライアンス研修内にて人権研修を定期的に実施しています。

また、全従業員を対象に、人権に関する動画視聴研修を毎年実施しています。

サプライチェーンの管理

■ 購買方針

環境・人権などの社会課題に対応した購買活動の実践に向け「購買方針」を策定しています。

 <https://www.kiyobank.co.jp/investors/ir/procurement/>

モニタリング

■ エンゲージメント組織サーベイの実施

毎年、エンゲージメント組織サーベイを実施し、結果について取締役会・経営会議に報告を実施しています。

是正・救済に向けた取り組み

■ 「お客様相談室」の設置

お客さまからのご意見やご相談については、リスク統括部に設置している「お客様相談室」にて受付・とりまとめをおこない適切にご対応するとともに、貴重なご意見を今後の業務に活かせるよう全従業員に還元しています。

Ⅲ. 価値創造を支える経営基盤

役員一覧 (2026年7月31日現在)

取締役



松岡 靖之
取締役会長
(代表取締役)

1978年 4月 当行入行、白浜支店長・経営企画本部部長等を歴任
2005年 6月 取締役営業推進本部長
2009年 6月 常務取締役本店営業部長
2012年 6月 常務取締役
2013年 6月 専務取締役
2015年 6月 代表取締役頭取
2016年 6月 代表取締役頭取兼頭取執行役員
2021年 6月 代表取締役会長 (現任)



原口 裕之
取締役頭取 兼
頭取執行役員
(代表取締役)

1985年 4月 当行入行、吉吉支店長・事務システム部長等を歴任
2014年 6月 執行役員田辺支店長
2015年 6月 執行役員営業推進本部営業統括部長
2016年 6月 執行役員営業推進本部長兼営業統括部長兼営業企画部長
2016年 10月 執行役員営業推進本部長兼営業統括部長
2017年 4月 執行役員
2017年 6月 取締役上席執行役員
2018年 4月 取締役上席執行役員管理本部長
2019年 6月 取締役常務執行役員企画本部長
2020年 4月 取締役常務執行役員経営企画本部長兼人事部長
2020年 10月 取締役常務執行役員経営企画本部長
2021年 6月 代表取締役頭取兼頭取執行役員 (現任)
(現在の担当) 監査部

取締役 (監査等委員)



倉橋 啓之
取締役監査等委員

1991年 4月 当行入行、北花田支店長・融資部副部長等を歴任
2018年 7月 業務監査部副部長
2019年 10月 業務監査部長
2021年 4月 監査部長
2021年 6月 取締役 (監査等委員) (現任)



前田 竜佐
取締役監査等委員

1994年 4月 当行入行、吉吉支店長・融資部副部長等を歴任
2021年 6月 監査部長
2023年 4月 融資部長
2024年 10月 堺支店長
2025年 6月 取締役 (監査等委員) (現任)

執行役員

明樂 泰彦

専務執行役員
営業本部長兼和歌山事業部長

朝本 悦宏

常務執行役員
和歌山営業本部長兼本店営業部長

押村 浩

上席執行役員
事務システム本部長

橋本 信貴

上席執行役員
大阪事業部長兼大阪支店長

中嶋 崇裕

執行役員
東京本部長兼東京支店長兼
ストラクチャード
ファイナンス推進室長

木下 卓夫

執行役員
経営企画部長兼関連事業室長

中辻 雅也

執行役員
堺事業部長兼南大阪事業部長

北川 剛大

執行役員
営業統括部長

山本 太司

執行役員
人事部長



丸岡 範夫
取締役専務執行役員

1988年 4月 当行入行、平野支店長・経営企画本部戦略企画部長等を歴任
2017年 4月 執行役員融資部長
2018年 4月 執行役員堺事業部長兼南大阪事業部長
2020年 4月 執行役員営業推進本部長
2020年 6月 取締役上席執行役員営業推進本部長
2021年 3月 紀陽キャピタルマネジメント株式会社 代表取締役社長
2022年 6月 取締役常務執行役員営業推進本部長
2023年 4月 取締役常務執行役員経営企画本部長
2025年 6月 取締役専務執行役員経営企画本部長 (現任)
(現在の担当) 東京本部



向井 守寿
取締役常務執行役員

1989年 4月 当行入行、河内長野支店長・営業戦略部長等を歴任
2020年 4月 執行役員東和歌山支店連合店統括支店長兼和歌山東法人営業部長
2021年 6月 執行役員事務システム本部長
2021年 6月 紀陽情報システム株式会社代表取締役社長
2023年 6月 上席執行役員事務システム本部長
2024年 4月 上席執行役員管理本部長兼事務システム本部長
2024年 6月 取締役上席執行役員管理本部長
2025年 6月 取締役常務執行役員管理本部長
2026年 4月 取締役常務執行役員営業推進本部長 (現任)



西田 恵
取締役 (社外)
監査等委員

2003年 10月 弁護士登録 (大阪弁護士会所属)、
弁護士法人淀屋橋・山上合同入所
2011年 4月 弁護士法人淀屋橋・山上合同パートナー弁護士 (現任)
2017年 6月 当行社外取締役 (監査等委員) (現任)
2021年 5月 イオン九州株式会社社外監査役
(重要な兼職の状況) 弁護士法人淀屋橋・山上合同パートナー弁護士



堀 智子
取締役 (社外)
監査等委員

1993年 3月 公認会計士登録
1994年 1月 税理士登録
1995年 10月 堀公認会計士事務所代表 (現任)
2019年 6月 当行社外取締役 (監査等委員) (現任)
2024年 5月 学校法人桃山学院非常勤監事 (現任)
(重要な兼職の状況) 堀公認会計士事務所代表、学校法人桃山学院非常勤監事



山東 弘之
取締役常務執行役員

1992年 4月 当行入行、
和泉寺田支店連合店統括支店長・事務システム部長等を歴任
2020年 4月 執行役員事務システム本部長兼事務システム部長
2021年 2月 執行役員経営企画部長兼関連事業室長
2023年 6月 上席執行役員経営企画部長兼関連事業室長
2024年 4月 上席執行役員堺事業部長兼南大阪事業部長
2025年 4月 上席執行役員融資本部長
2025年 6月 取締役常務執行役員融資本部長 (現任)
2025年 6月 販和信用保証株式会社代表取締役社長 (現任)



徳丸 武史
取締役上席執行役員

1993年 4月 当行入行、鶴原支店長・融資部長等を歴任
2022年 4月 執行役員融資部長
2023年 4月 執行役員堺支店長
2024年 10月 執行役員大阪事業部長兼大阪支店長
2025年 6月 上席執行役員大阪事業部長兼大阪支店長
2026年 4月 上席執行役員管理本部長 (現任)
2026年 6月 取締役上席執行役員管理本部長 (現任)
(現在の担当) 事務システム本部



足立 基浩
取締役 (社外)
監査等委員

1996年 4月 国立大学法人和歌山大学経済学部助手
2010年 4月 国立大学法人和歌山大学経済学部教授
2011年 4月 国立大学法人和歌山大学経済学部副学部長
2015年 4月 国立大学法人和歌山大学経済学部長
2017年 4月 国立大学法人和歌山大学副学長 (現任)
2019年 6月 当行社外取締役 (監査等委員) (現任)
(重要な兼職の状況) 国立大学法人和歌山大学副学長



藤原 敏正
取締役 (社外)
監査等委員

1981年 4月 大阪ガス株式会社入社
2012年 4月 大阪ガス株式会社執行役員人事部長
2014年 4月 大阪ガス・カスタマーソリューションズ株式会社 代表取締役社長
2015年 4月 大阪ガス株式会社常務執行役員リビング事業部長
2015年 6月 大阪ガス株式会社取締役常務執行役員
2018年 4月 大阪ガス・カスタマーソリューションズ株式会社 取締役会長
2019年 6月 大阪ガス株式会社常勤監査役
2024年 5月 学校法人桃山学院常勤監事
2025年 6月 当行社外取締役 (監査等委員) (現任)
2026年 4月 学校法人桃山学院理事長 (現任)
(重要な兼職の状況) 学校法人桃山学院理事長

Ⅲ. 価値創造を支える経営基盤

■ 取締役の役割・専門性

当行の取締役会は、取締役の多様性を確保し、各個人の異なる経験や専門性からの意見・提言による活発な議論は、取締役会の監督機能と意思決定機能の強化につながるものと考えています。

当行の長期ビジョンの実現、中期経営計画の達成に向け、2024年4月に取締役が備えるべきスキル・専門性を以下のとおりあらためて特定しました。地元地域の持続的な成長支援に向け、「SX*・脱炭素」を新たに追加し、サステナビリティ経営の高度化とカーボンニュートラル達成・地域の脱炭素支援に向けた取り組みを進めていきます。

これらを踏まえ、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性を踏まえ取締役を選任しております。取締役の経験・スキル・専門性は右記のとおりです。

地 位	氏 名	企業経営 経営戦略	中小企業	DX	人的資本	SX・脱炭素	市場運用	地方創生	ガバナンス リスク管理	専門領域
取締役会長	松岡 靖之	○	○		○	○	○	○	○	
取締役頭取兼頭取執行役員	原口 裕之	○	○	○	○	○	○	○	○	
取締役専務執行役員	丸岡 範夫	○	○	○	○	○	○	○	○	
取締役常務執行役員	向井 守寿		○	○					○	
取締役常務執行役員	山東 弘之	○	○	○	○	○	○			
取締役上席執行役員	徳丸 武史		○							
取締役監査等委員	倉橋 啓之		○						○	
取締役監査等委員	前田 竜佐		○						○	
取締役監査等委員（社外）	西田 恵								○	○
取締役監査等委員（社外）	堀 智子								○	○
取締役監査等委員（社外）	足立 基浩							○	○	○
取締役監査等委員（社外）	藤原 敏正	○							○	

* SX（サステナビリティ・トランスフォーメーション）：ビジネスモデルや事業優位性等を中長期的に持続化・強化する当行のサステナビリティと気候変動等社会の不確実性に備え将来的な社会の姿を構築する社会のサステナビリティの両立に向けた経営をおこなうスキル。

区分	内容（設定理由）
企業経営 経営戦略	今後大きな変革がもたらされていく金融業界のなかで、常に機動的に環境変化に対応し、顧客の価値を共創するためには、ESG・SDGsの観点を踏まえつつ、当行の長期的な経営計画を策定するビジョン、マネジメント経験・経営実績を持つ取締役が必要である。また、意思決定機能や監督機能の実効性強化等のガバナンス体制を構築するため、企業経営ならびにそれに準ずる経験により培ったノウハウを有する取締役が必要である。
中小企業	和歌山県、大阪府の広域を基盤とする当行において、コアカスタマー戦略の核となる顧客との接点を強固にする為には、各エリアの事業部長や支店長の経験を通じ地元企業に対し本業支援、経営改善、事業再生等の知識、経験を持つ取締役が必要である。
DX	DXを通じた顧客の課題解決や地域貢献を目指し、グループ機能の最大化を目指す当行にとって、将来のコアコンピタンスとなり得るため、当行の強みであるIT分野の確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
人的資本	経営戦略と人材戦略の融合により最適な人材ポートフォリオ構築ならびにダイバーシティ&インクルージョンの実践のため、人的資本経営に関する知識・経験を持つ取締役が必要である。
SX・脱炭素	地元地域の持続可能な成長支援に向けたSXや脱炭素に関する取組推進のため、リスクと機会を見極め、経営戦略の企画・立案を経験した取締役が必要である。
市場運用	市場部門における適切なポートフォリオ構築と安定した有価証券運用による収益確保のため、市場の確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
地方創生	地域金融機関として、地元企業への本業支援、地域住民の利便性向上に資する活動は必要不可欠であるため、コンサルティングや地方創生分野での確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
ガバナンス リスク管理	金融機関の経営の意思決定を行う取締役会において、適切なリスクコントロールを行うとともに、リスク管理態勢等のガバナンス体制を構築するため、社内外での経営ならびにそれに準ずる経験により培ったノウハウを有する取締役が必要である。
専門領域	金融機関を取り巻く経済・法務・財務等専門領域において社外での実経験・見識にもとづく多角的な知見を当行経営から独立した立場で意思決定機能や監督機能の実効性強化を助言できる取締役が必要である。

Ⅲ. 価値創造を支える経営基盤

リスク管理態勢

リスク管理の基本方針

当行グループでは、「リスク管理の基本方針」を定めており、そのなかで、基本認識・目的として、リスク管理態勢と収益管理態勢を整備し、地域金融グループとして付加価値の高いサービスの提供により健全性と収益性を高めていくことをめざしています。また、地域金融の円滑化等を通じ「地域社会の一員として地域に役立つ企業グループであること」を経営の基本方針と認識しています。「リスク管理の基本方針」においては、リスク管理に関する態勢を定め、当行グループが管理すべきリスクを明らかにして、多様なリスクを一元的に管理・運営することにより、経営の健全性確保および収益性向上を図ることを目的としています。

これらを踏まえて、以下の基本方針を定めています。

リスクの一元管理

当行グループはグループ企業の多様なリスクを定性・定量両面から総合的に捉え、これを一元的に把握・管理する態勢の構築・整備・強化に努める。

統合的リスク管理の強化

当行グループはグループ企業に対する統合的リスク管理の強化による経営資源の適正配分、リスクに見合った収益の安定的な計上に努める。

リスク管理態勢

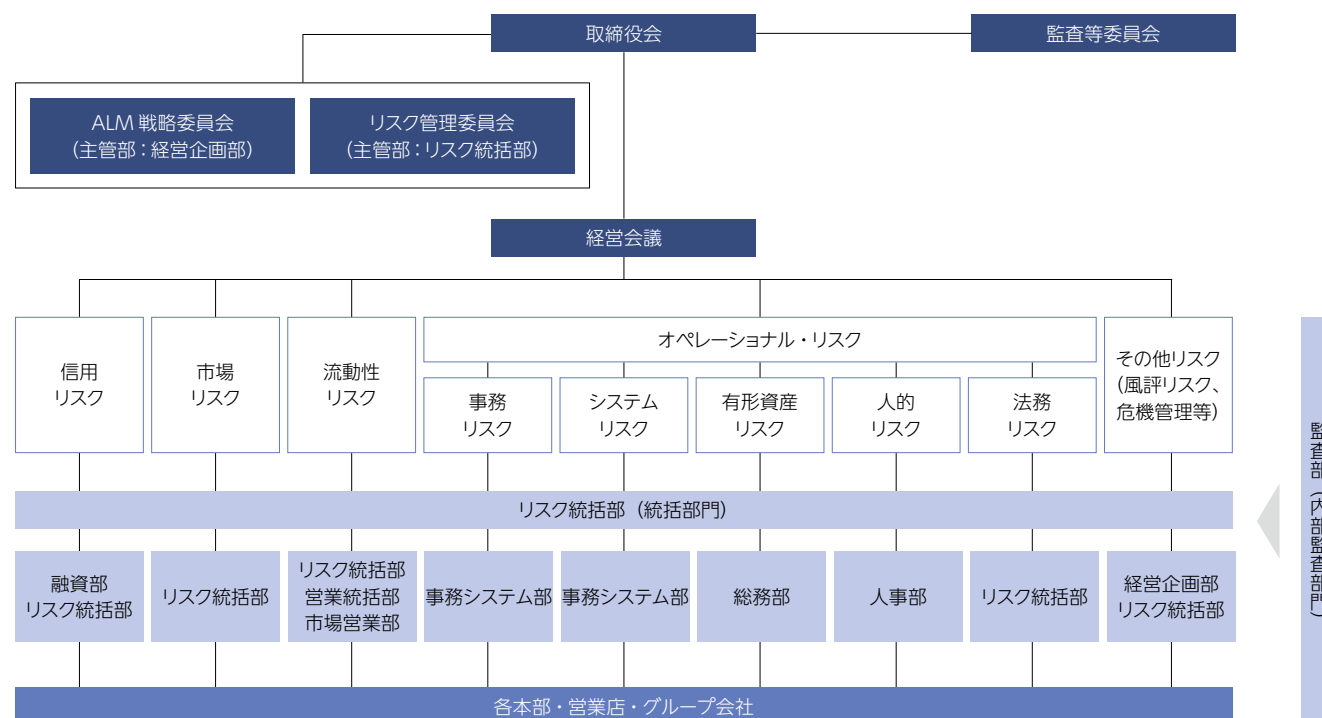
当行グループでは、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理の基本方針を踏まえ、管理対象とするリスクの種類、組織的な管理態勢などのリスク管理に関する基本的な事項を定め、グループ全体のリスク管理態勢の整備に努めています。

当行においては、リスク管理委員会やリスクを統括管理する

部署を設置するとともに、各種のリスクを管理する部署を明確にし、保有するリスクの種類や規模に応じたリスク管理態勢を整備し、実施しています。

また、リスク管理の適切性について、業務部門から独立した内部監査部門による監査を実施しています。

リスク管理体制図



Ⅲ. 価値創造を支える経営基盤

■ 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関が直面するリスクに関し、リスク・カテゴリごとに評価したリスクを総体的に捉え、経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理をおこなうことをいいます。

当行グループにおいては、以下の基本方針のもとで、統合的リスク管理に取り組んでいます。

- 1 戦略目標、業務の規模・特性およびリスク・プロファイルに見合った適切な統合的リスク管理態勢を整備する。
- 2 計量化可能なリスク・カテゴリのリスク量の計測は、原則、VaR（バリュー・アット・リスク）等、数理統計的手法に基づく指標を使用し、客観的妥当性確保に留意する。
- 3 統合的に把握されたリスク量とグループの経営体力（自己資本）、当期純利益とを対比し、適切なリスクをとりつつ、収益機会を捕捉する経営戦略に資することを方針とする。

■ 信用リスク管理

当行グループでは、信用リスクを「信用供与先の財務状況の悪化等により、貸出資産等の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク」と定義しています。グループ内の信用リスク管理の枠組みとして「信用リスク管理規程」を制定し、信用リスク管理の範囲、信用リスク管理に関する基本方針・組織体制について定め、信用リスクを適切にコントロールするために、内部格付制度、与信ポートフォリオ管理、信用リスク量計測、与信集中リスク管理などをおこなっています。

内部格付制度は信用リスク管理のために不可欠なものであ

り、正確な自己査定、適正な金利水準の設定、倒産確率データなど、信用リスク情報の蓄積を通じた、適正なリスク量算定の基礎となるもので、「債務者格付制度」「案件格付制度」「特定貸付債権格付制度」「リテール・プール管理制度」で構成されています。内部格付は原則年1回以上の見直しをおこなうほか、重要な情報が判明した場合には随時見直しをおこなっています。

「債務者格付制度」は、事業性と信先（一般事業法人、個人事業主、公共部門、金融機関等）を対象として、与信先の信用度あるいは債務履行の確実性の程度を統一的な尺度により評価します。格付ランクは公共部門（国、地方公共団体、政府関係機関等）と公共部門以外（一般事業法人、個人事業主、金融機関等）を区別しています。

「案件格付制度」は、債務者格付の付与対象先の債権について、個別の与信案件ごとに保証や担保などの保全状況の度合いに応じて格付を付与するものです。

「特定貸付債権格付制度」は、ノンリコース・ローンなどの特定貸付債権に該当する債権について、与信先の信用リスクと債権の回収リスクを一体的に評価して格付を付与するものです。

「リテール・プール管理制度」は、個人向けの消費性と信および小規模の事業性と信を対象とし、与信先および取引に係るリスク特性および延滞状況等に基づきプール区分を設定し、類似性を持ったリスク特性の与信をプール単位で管理するものです。

また、「融資の基本姿勢（クレジットポリシー）」を制定し、融資業務運営上の守るべき規範、与信審査にかかる基本事項、与信取引に関する取引先への説明態勢、大口与信集中排除のためのガイドライン等について定めています。

当行では、これらの基本方針や規程等の主旨に則り、資産の健全性を確保するため、営業部門から独立した信用リ

債務者格付制度

格付	格付(公共部門)	債務者区分	
A1	A1S	正常先	
	A2S		
	A3S		
A2	A4S		
A3	A5S		
A4	A6S		
A5	A7S		
A6			
A7			
B1	B1S	要注意先	その他の 要注意先
B2	B2S		要管理先
B3	B3S		
C	CS	破綻懸念先	
D	DS	実質破綻先	
E	ES	破綻先	

Ⅲ. 価値創造を支える経営基盤

スク管理部門（与信管理部門、審査部門、問題債権管理部門）を設けています。そのうち与信管理部門はリスク統括部が担当し、信用リスクの評価・計測・モニタリング等を通じて信用リスクの適切なコントロールをおこなっています。審査部門および問題債権管理部門は融資部が担当し、与信案件の適切な審査・管理の実施、問題先の経営状況の適切な把握や、必要に応じて再建計画策定のサポートや経営改善に向けた助言等をおこなっています。このように各部門は、自らの役割を踏まえて相互に連携し、信用リスク管理の高度化に努めています。また、内部格付制度の適切な運用、個々の債務者の格付および個々の債権のプール区分等の妥当性を確保するため、監査部による監査を実施しています。

■ 市場リスク管理

当行グループでは、市場リスクを「金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク」と定義しており、主な市場リスクを以下の3つのリスクとして管理をおこなっています。

金利リスク

金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、収益が低下ないし損失を被るリスク。

価格変動リスク

有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク。

為替リスク

外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超または負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク。

当行においては、「市場リスク管理規程」を制定し、市場リスクの管理にあたって、時価、評価損益、実現損益、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベシス・ポイント・バリュー）、ベータ、為替デルタ等を計測し管理をおこなっています。また、リスク量計測において中心となるVaRを補完することを目的に、ストレステスト、シナリオ分析等についても定期的におこなっています。

こうしたなかで、リスクリミットの設定、取引極度額の設定、ロスカットルールの設定など、適切にリスクをコントロールするための制度等を定めて運用しており、市場リスクの状況や各種制度の運用・管理状況等については、リスク管理委員会に定期的に報告をおこなっています。また、投資部門において、取引を執行する部署（フロントオフィス）、リスクを管理する部署（ミドルオフィス）、事務処理・資金決済等を担当する部署（バックオフィス）を設置し、相互牽制の態勢を確保しています。

市場リスク管理プロセスの適切性については、独立した視点から内部監査部門による監査を実施しています。

■ 流動性リスク管理

当行グループでは、流動性リスクを「必要な資金が確保できなくなり、資金繰りが逼迫する場合や資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク」と定義しています。

当行グループにおける最大の流動性リスクとは預金の大量流出による資金繰りの逼迫であることから、当行においては収益の安定的な確保、強固な財務体質づくりにより、お客さまに安心してお取引いただけるように努めるとともに、異常な兆候を検知するための予兆管理の徹底、および外貨も含め資金ポジションの厳正な管理をおこなっています。

さらに「流動性リスク管理規程」を制定し、資金繰りの状況に応じて「平常時」「要注意時」「懸念時」「緊急時」などの区分を設定し、各々の局面において適切に対応できる態勢を構築しています。

Ⅲ. 価値創造を支える経営基盤

■ オペレーショナル・リスク管理

当行グループでは、オペレーショナル・リスクを「当行グループの業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、機能しないこと、または外生的な事象により損失を被るリスク」と定義し、事務リスク、システムリスク、法務リスク、有形資産リスク、人的リスクに分類しています。

当行においては、「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、オペレーショナル・リスク全体を一元的に管理する部署を設置しており、多岐にわたるオペレーショナル・リスクの各区分に応じた管理部署を定めるとともに、リスク区分ごとに管理規程等を整備し、適切に管理をおこなっています。

■ 風評リスク管理

当行グループでは、適時適切な情報開示を積極的におこない、経営の透明性を高めることや顧客保護等管理態勢の充実、CS（顧客満足）活動の徹底により、風評から評判が悪化すること起因して損失・損害が発生するリスク（風評リスク）の発生防止に努めています。

また、ソーシャルメディアの普及に伴い、ネットユーザー個人の情報発信力の増大や発信手段の多様化が進むなか、「ソーシャルメディアリスク（外部発）対応マニュアル」を制定し、発信した内容について批判的なコメントが殺到する「炎上リスク」の状況を把握するとともに、炎上発生時には風評被害を最小限に留められるよう備えています。

事務リスク管理	事務リスクとは、正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等をおこすことにより損失を被るリスクをいいます。当行では、事務処理にかかる規程や事務手続を制定し、正確かつ厳正な事務処理を通じて、お客さまに信頼いただけるよう努めています。また、研修や営業店指導を定期的に行い、営業店事務のレベルアップに努めています。さらに、事務リスクを回避し、トラブルを未然に防止する観点から、内部監査部門による営業店を対象とした監査を実施しており、厳正かつ的確な業務の執行と事故防止のための指導をおこなっています。
システムリスク管理	システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにサイバー攻撃等を含めコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。当行グループでは、このようなリスクを未然に防止するために、システム開発における工程管理・品質管理等のプロジェクト管理の徹底、オンライン回線の二重化や外部からの不正侵入を遮断するためのファイアウォール対策を実施し、安定的なシステムの稼働に努めるとともに、情報漏洩を未然に防止するためのさまざまなセキュリティ対策など、各種対応策を実施しています。また、サイバー攻撃への対応や予防等の態勢強化を図り、専門チーム（CSIRT）を設置しています。□P.86
法務リスク管理	法務リスクとは、お客さまに対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行により損失・損害（監督上の措置ならびに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等を含む）を被るリスクをいいます。当行グループでは、法務リスク管理の方針、態勢等を定めることにより、法務リスクの発生を回避し、損失を最小化するように努めています。
有形資産リスク管理	有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害を被るリスクをいいます。当行グループでは、有形資産に関する自然災害、不法行為等による被害や管理責任に備えた適切なリスク管理を実施しています。
人的リスク管理	人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシュアルハラスメント等）から生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当行グループでは、人的リスクを回避し、損失を最小化するために、公平・公正な人事運営や労務管理をおこなうとともに、各種階層別研修や職場内指導等を実施しています。

Ⅲ. 価値創造を支える経営基盤

緊急時対策

地震・台風・水害等自然災害の発生のほか、火災・強盗・テロ等人的災害の発生、オンラインダウン・誤作動等によるコンピュータ障害の発生や新型コロナウイルスの拡大など、想定される緊急事態における混乱を回避し、お客さまおよび従業員の安全ならびに営業の継続を確保するため、「緊急時対策基本規程」「緊急時対策マニュアル」を定めています。

規程・マニュアルに基づき、平常時における事前対策として、緊急時を想定した事務訓練や、緊急時連絡訓練を定期的に実施しています。また、災害時の行動ルールや初動対応、緊急連絡先などをまとめた「地震・津波等防災ハンドブック」の常時携帯を義務付けています。

大規模災害対策における設備状況

- 優先復旧店舗を中心に自家発電設備を設置
- 非常用電源車の配備
- 和歌山県内の沿岸部拠点にライフジャケットを配備
- 浸水が想定される拠点に止水板を設置 など

リスクアペタイト・フレームワーク（RAF*）の概念に基づく運用・管理

当行は、「リスクアペタイト・フレームワーク規程」を制定し、以下のとおりRAFの概念を採り入れた経営管理の高度化を図っています。

- リスクガバナンス強化と収益性・健全性向上を実現すべく、リスクアペタイト・フレームワークの概念を踏まえたリスク・リターン管理を実施し、経営管理の高度化を図る。
- 基礎的內部格付手法（FIRB）に基づく信用リスク管理やRORAの活用により、収益管理・リスク管理の高度化を図る。

* RAF … リスクアペタイト（経営戦略や財務計画を達成するために、進んで引き受けようとするリスクの種類と水準）を明確化し、それを共有・モニタリングするための経営管理やリスク管理の枠組み

Topics

株式会社日本政策金融公庫との「危機事象発生における業務連携に関する覚書」の締結

2025年10月、当行は、株式会社日本政策金融公庫和歌山支店と「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結いたしました。本業務連携は、危機事象*発生時においても、地域の事業者に対して切れ目ない金融サービスの提供を可能にし、早期の事業者支援・災害復旧に貢献できる体制を整備するものです。

今後も関係機関と連携し、業務継続体制の強化を図り、危機事象発生後の迅速な金融支援機能の発揮に繋げてまいります。



* 地震、津波、豪雨等の自然災害や感染症の発生等、地域経済に影響を及ぼす事象

連携内容

- ① 各々の金融支援機能を発揮した事業者への迅速な資金繰り支援
- ② コンサルティング機能の発揮及び必要な情報提供、並びに双方向の事業者等の紹介
- ③ 地域経済の復興・発展に向けた融資相談会の実施
- ④ 職員の緊急避難先として、相互の建物への避難
- ⑤ 被災した際の一時的な執務場所として、会議室などの施設の相互利用
- ⑥ その他危機事象発生時に必要となる連携

経営計画達成の確実性向上へ

適時適切なリスクコントロール

期中の収益目標の進捗管理



リスク指標のモニタリング

健全性指標

VaR

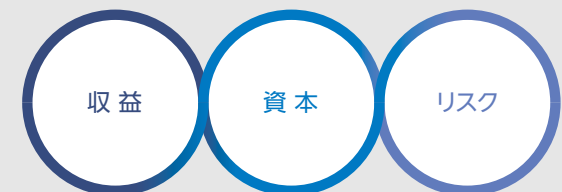
RORA*

フォワードルッキングな計画検証

ストレステストの高度化

最適な資本配分と収益最大化

当行の持続的成長に向けた一体的な協議体制



* RORA（Return On Risk-Weighted Assets）＝（信用リスク・経費控除後）利益÷リスクアセット

Ⅲ. 価値創造を支える経営基盤

サイバーセキュリティ

サイバーセキュリティ管理体制

当行では日々高度化・巧妙化していくサイバー攻撃による脅威に対応するため、リスク管理委員会の下部組織として、CSIRT*部会を設置しています。CSIRT部会ではサイバー攻撃発生時の対応、分析のほか、予防、対策および教育などの活動をおこなっています。

* CSIRT（シーサート）：Computer Security Incident Response Teamの略称

取組内容

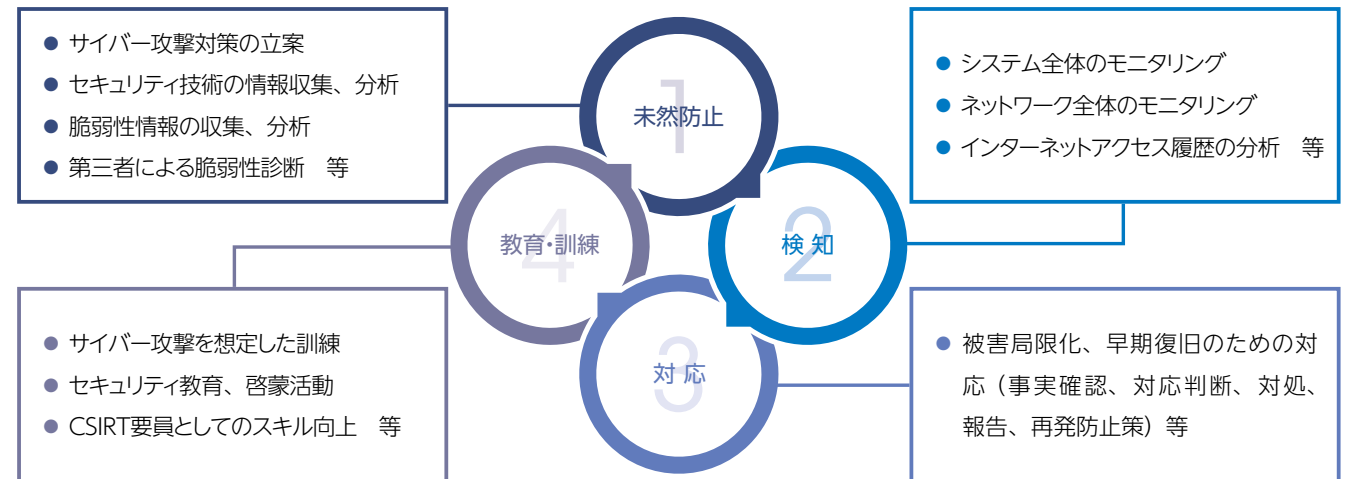
「情報管理の基本方針（セキュリティポリシー）」に基づき、「システムリスク管理規程」ならびに「サイバーセキュリティ管理要領」を定め、サイバー攻撃に関するリスクを適切に管理し、サイバーセキュリティ対応をおこなうための体制を整備しています。

2025年4月には、サイバーセキュリティ管理態勢を高度化し、業務継続性を強化するため、事務システム部システム担当内にサイバーセキュリティ対策室を新設しました。

CSIRT部会メンバーは、日々の脅威情報の収集・発信、攻撃検知時の調査・対応をおこなうとともに、金融ISACとの連携やNCO（国家サイバー統括室）等の外部関係機関の訓練・演習に参加するなど、さまざまな活動に積極的に取り組んでいます。

サイバー攻撃への対応として、役職員全体のサイバーセキュリティに関するリテラシー向上が不可欠と考えており、定期的にサイバー攻撃事案を想定したメール訓練や研修を実施し、実効性の向上に努めています。また、近年フィッシングなどによる不正送金が発生していることを受け、新たにフィッシングサイトの立ち上げを自動で検知するサービスを導入し、監視体制を強化しました。フィッシングサイトの立ち上げを検知した際にはお客さま向け注意喚起情報を当行ホームページに掲載しています。

CSIRTの役割



Topics

サイバーセキュリティ対策室の新設

2025年4月、サイバーセキュリティ管理態勢を高度化し、業務継続性を強化するため、事務システム部システム担当内に設置しました。

個人向けインターネットバンキング不正検知プラットフォーム「Detecker」の導入

2025年11月、株式会社ACSiONが提供する不正検知プラットフォーム「Detecker（ディテッカー）」を導入しました。昨今、社会問題となっているインターネット上の金融犯罪は巧妙化・複雑化しており、当行の個人向けインターネットバンキングサービス「紀陽ダイレクト」において、アクセス情報を本プラットフォームと連携させることで、不正利用の兆候を早期に検知することが可能となります。

ペネトレーションテスト*の実施

情報セキュリティ強化の一環として、2025年度にペネトレーションテストを実施しました。本テストは、実際の攻撃者の視点からシステムの脆弱性を検証し、潜在的なリスクを特定することを目的としており、既存のセキュリティ対策の有効性を確認するとともに、必要な改善策を講じることで、不正アクセスや情報漏えい等のリスク低減に取り組んでいます。

* ペネトレーションテストとは、実際のサイバー攻撃を模倣して対象システムに侵入を試み、そのシステムのセキュリティ上の脆弱性を特定、評価するテストのこと

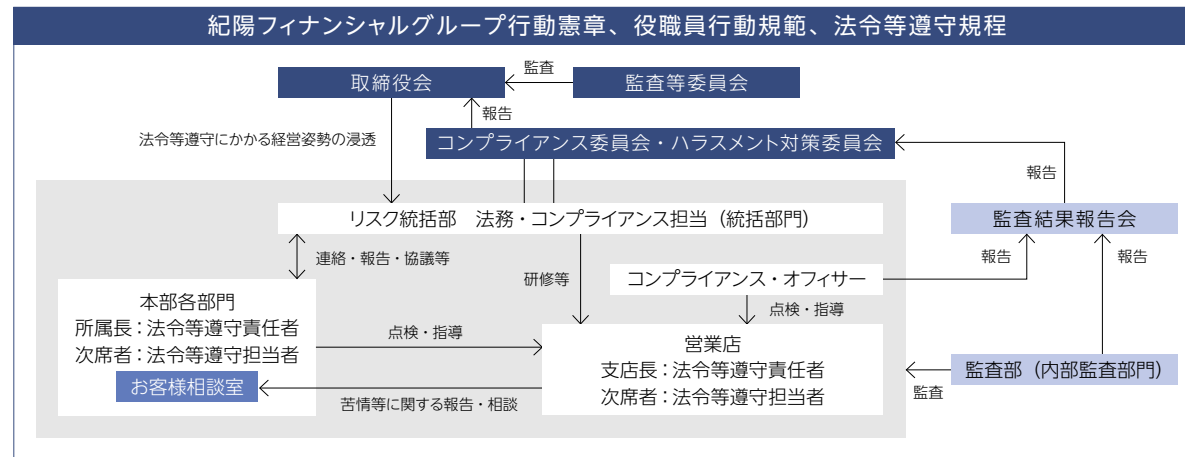
Ⅲ. 価値創造を支える経営基盤

コンプライアンス態勢

当行グループは、「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」「紀陽フィナンシャルグループ役職員行動規範」において、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則った誠実かつ公正な企業活動を遂行することを定めています。

また、高い倫理観を持ち、コンプライアンスを重視する企業風土を醸成していくことを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス態勢の強化に努めています。

コンプライアンス体制図



Topics

2025年10月、コンプライアンス強化に向け、「ハラスメント対策委員会」を新設するとともに「法令等遵守委員会」を「コンプライアンス委員会」に改称しました。

2025年度 開催回数

コンプライアンス委員会 12回

法令等遵守に関する重要な事項を協議しています。

ハラスメント対策委員会 3回

職場における各種ハラスメントについて重大な事案への対応事項等を協議しています。

コンプライアンス態勢強化に向けた取り組み

コンプライアンス委員会の設置

頭取を委員長として原則月1回開催し、法令等遵守に加えて社会的規範や倫理を含むコンプライアンス態勢の維持・強化について審議、検討を行っています。なお、委員会での審議、検討事項については取締役会に報告しています。

ハラスメント対策委員会の設置

頭取を委員長として原則3カ月ごとに開催し、重大なハラスメン

ト対策への態勢の維持・強化について審議、検討を行うとともに、関係者への対応等について協議・検討を行っています。なお、委員会での審議、検討事項については取締役会に報告しています。

役員による全店訪問

定期的に役員が全営業店を訪問し、コミュニケーションを通じてコンプライアンスの実践に向けた取り組みについて従業員の理解を深める機会を設けています。

コンプライアンス・リスク管理の実施

コンプライアンスを実践するために、リスクベース・アプローチの観点からリスクに応じたコンプライアンス・リスク管理を実施することとしています。リスク低減措置の具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに制定し、実効的にリスク管理を実施するとともに、従業員のコンプライアンス意識の向上を図る施策を講じています。

Ⅲ. 価値創造を支える経営基盤

■ コンプライアンス研修の実施

階層別研修等において、リスク統括部のコンプライアンス部門担当者によるコンプライアンス研修を実施しています。また、コンプライアンスに関するeラーニングや動画視聴研修も実施し、従業員のコンプライアンスに関する知識の向上と意識の醸成に努めています。

■ コンプライアンスマニュアルの制定

従業員の法令等遵守の指針として、法令等遵守（コンプライアンス）マニュアルを制定しています。

当行従業員として常に意識すべき事項や業務上守るべき事項等について、関連する法令・規程とともに記載しています。

■ コンプライアンス・オフィサーによるモニタリング

リスク統括部に所属するコンプライアンス・オフィサーが定期的に各本店を訪問のうえ、法令等遵守状況についてモニタリングを実施し、コンプライアンスに関する取り組みの徹底と状況把握を図っています。モニタリング結果についてはコンプライアンス委員会に報告されます。

■ 贈収賄その他の汚職防止

贈収賄・汚職防止の関連法令等を遵守し、社会通念上相当と認められる程度をこえる接待・贈答等を一切おこなわない旨を「紀陽フィナンシャルグループ役職員行動規範」「法令等遵守（コンプライアンス）マニュアル」等に定めています。

■ 内部通報制度

法令違反・不正行為の早期発見と是正、各種ハラスメント防止のための相談体制の構築等、コンプライアンス態勢の強化を目的に、公益通報者保護法および同法に基づく指針等に準拠し、当行グループの全役職員（退職者を含む）を利用対象者と

する内部通報制度（相談通知制度）を定めています。

リスク統括部や社外弁護士を通報窓口とし、情報の匿名性の保持や通報者の保護等、通報者にいかなる不利益も課すことのないよう適切な運用をおこなっています。

■ マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融および その他経済制裁措置違反対策

金融システムの国際化・ボーダーレス化が進むなか、犯罪やテロ等につながる資金の流れを断つことは、国際社会にとって重要な課題となっています。当行においてもマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融およびその他経済制裁措置違反対策（以下、マネロン等対策）を経営の重要課題として位置づけ、AML基本方針を制定するとともに、マネー・ローンダリング等防止ポリシーを公表し、経営陣の関与のもと組織的にマネロン等対策の高度化のため、次のような取り組みを実施しています。

- マネロン等対策の有効性検証の実施
- 預金口座不正利用等防止に向けた対策の強化
- 経済制裁措置にかかる対応の強化
- AML／CFTに関する研修等の実施 等

■ 金融犯罪被害防止

特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺などからお客様の大切なご預金をお守りするため、次のような取り組みを実施しています。

- 窓口でのお声がけやチラシの配布
- ATM振込制限
- ATM付近での携帯電話禁止
- お取引内容の確認

■ 反社会的勢力等への対応

反社会的勢力との関係遮断に向け、「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」において「地域社会の秩序や安全に脅威を与える

反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。」と定め、反社会的勢力に対しては「反社会的勢力等対応規程」において、組織としての対応方針を明確にしています。

■ 利益相反管理方針について

銀行関連業務または金融商品関連業務に関して、お客さまの利益が不当に害されることがないように、利益相反管理方針を定めています。

■ お客様情報の保護

個人情報の保護に関する法律および関係法令等を踏まえ、個人情報の適切な保護と利用を実施しています。

また、プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）を定め、個人情報の利用目的および個人番号の利用目的とともに公表しています。

■ お客様相談室の設置

お客さまからのご意見やご相談については、リスク統括部に設置している「お客様相談室」にて受付・とりまとめをおこない適切にご対応するとともに、貴重なご意見を今後の業務に活かせるよう全従業員に還元しています。